

太陽光発電所の設置に関する 許認可等手続情報

この冊子は、市内に太陽光発電所を設置する際、本市において許認可等の手続を要する（又はその可能性のある）情報を参考として取りまとめたものです。
この他、千葉県が提供している「新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」を併せてご確認ください。

＜注意事項＞

- 各手続窓口への具体的なご相談の際には、土地の地番・地目・地積のほか、各種計画図書等の準備が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- この冊子に掲載されていない手続情報も含め、事業内容、施設規模や条件に応じて手続の内容が異なることもあり得ますので、事業の実施にあたっては、関係法令等の十分な確認が必要です。
- 事業の実施にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、各種ガイドライン等を確認し周辺住民への十分なお配慮をお願いします。

平成 26 年 8 月

令和 2 年 6 月（更新）

市原市 環境部 環境管理課

索引

【手続内容で探す】

No.	許認可等手続の名称	法令等名	頁	窓口
1 土地取引等に関するもの				
1－1	□一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出等	公有地の拡大の推進に関する法律	1	都市計画課
1－2	□一定規模以上の土地の売買等後の届出	国土利用計画法	1	都市計画課
1－3	□森林の土地の新たな所有者の届出	森林法	2	農林業環境整備課
2 土地造成・土地利用・建築行為等に関するもの				
2－1	□都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可	都市計画法	3	宅地課
2－2	□都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可	都市計画法	3	宅地課
2－3	□都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認	千葉県宅地開発事業の基準に関する条例	4	宅地課
2－4	□都市計画施設（都市計画道路等）や市街地開発事業（土地区画整理事業等）の区域内における建築物の建築の許可	都市計画法	4	都市計画課
2－5	□地区計画区域内における工作物の建設等行為の届出	都市計画法	5	都市計画課 八幡区画整理事務所
2－6	□生産緑地地区内における行為の制限	生産緑地法	5	都市計画課
2－7	□景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出	景観法	5	都市計画課
2－8	□建築物又は工作物の確認申請	建築基準法	6	建築指導課

2-9	☐ 農地転用についての許可又は届出	農地法	7	農業委員会事務局
2-10	☐ 農業振興地域の農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	7	農林業振興課
2-11	☐ 民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	8	農林業環境整備課
2-12	☐ 土地区画整理事業地内における建築行為等の許可	土地区画整理法	8	各(五井・八幡)区画整理事務所
2-13	☐ 道路自費工事及び道路占用の許可申請 ☐ 法定外公共物自費工事及び占用の許可申請	道路法、市原市法定外公共物管理条例	9	〔北部〕 土木管理課
				〔南部〕 南部土木事務所
2-14	☐ 法定外公共物の購入	市原市財産規則	10	〔北部〕 土木管理課
				〔南部〕 南部土木事務所
2-15	☐ 埋蔵文化財発掘の届出	文化財保護法	10	ふるさと文化課
2-16	☐ 土砂等による埋立て等の許可	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	11	不法投棄対策・残土指導課
2-17	☐ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時の届出	土壌汚染対策法	11	環境管理課
2-18	☐ 樹林保全地区内における行為の届出	市原市緑の保全および推進に関する条例	12	環境管理課
2-19	☐ 市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく開発行為の届出	市原市緑の保全および推進に関する条例	12	公園緑地課
2-20	☐ 市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく緑化協定の締結	市原市緑の保全および推進に関する条例	12	公園緑地課

2-21	☐ 土地の形質変更等の行為を行うものと自然環境保全協定の締結	千葉県自然環境保全条例	13	千葉県庁 環境生活部 自然保護課
2-22	☐ 下水道（公共下水道・都市下水路）使用行為許可申請 ☐ 下水道（公共下水道・都市下水路）使用行為に伴う管理者以外の者が行う工事等の承認申請	下水道法、市原市下水道条例	13	下水道管理課
2-23	☐ 下水道（公共下水道・都市下水路）占用許可届	市原市下水道条例	14	下水道管理課
3 設備等の設置・保安に関するもの				
3-1	☐ 消防法に基づく各種届出	消防法	15	火災予防課 （提出先は管轄消防署）
3-2	☐ 市原市火災予防条例に基づく各種届出	市原市火災予防条例	15	火災予防課 （提出先は管轄消防署）
3-3	☐ 指定数量以上の危険物を取り扱う場合の許可	消防法	16	危険物保安課
3-4	☐ 都市計画法の開発行為における消防水利の協議	消防法	16	警防救急課
3-5	☐ 特定施設の設置の届出（騒音関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	騒音規制法	16	環境管理課
3-6	☐ 特定施設の設置の届出（騒音関係） ☐ 特定作業の実施の届出（騒音関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	市原市生活環境保全条例	17	環境管理課
3-7	☐ 特定施設の設置の届出（振動関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出	振動規制法	18	環境管理課

	(振動関係)			
3-8	☐ 特定施設の設置の届出(振動関係) ☐ 特定作業の実施の届出(振動関係) ☐ 特定建設作業の実施の届出(振動関係)	市原市生活環境保全条例	18	環境管理課
3-9	☐ 特定施設の設置の届出(水質関係)	水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例	19	環境管理課
3-10	☐ 揚水施設(井戸)の設置許可	千葉県環境保全条例	19	環境管理課
3-11	☐ 排水設備等計画確認申請	下水道法、市原市下水道条例	19	下水道管理課
4 その他(固定資産税の軽減制度、奨励金)				
4-1	☐ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置	地方税法附則、地方税法施行規則附則	20	固定資産税課
4-2	☐ 成長分野立地奨励金	市原市企業立地促進条例及び同施行規則	20	商工業振興課
5 参考				
5-1	☐ 新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕		22	千葉県ホームページ掲載
5-2	☐ 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)		22	経済産業省ホームページ掲載
5-3	☐ 太陽光発電の環境配慮ガイドライン		22	環境省ホームページ掲載

【担当部署で探す】

部	課	No.	許認可等手続きの名称	法令等名	頁
財政部	固定資産税課	4－1	☐ 再生可能エネルギー発電設備にかかる固定資産税の軽減措置	地方税法附則、 地方税法施行規則附則	20
環境部	環境管理課	2－17	☐ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時の届出	土壌汚染対策法	11
		3－9	☐ 特定施設の設置の届出（水質関係）	水質汚濁防止法、千葉県環境保全条例	19
		3－10	☐ 揚水施設（井戸）の設置許可	千葉県環境保全条例	19
		2－18	☐ 樹林保全地区内における行為の届出	市原市緑の保全および推進に関する条例	12
		3－5	☐ 特定施設の設置の届出（騒音関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	騒音規制法	16
		3－6	☐ 特定施設の設置の届出（騒音関係） ☐ 特定作業の実施の届出（騒音関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	市原市生活環境保全条例	17
		3－7	☐ 特定施設の設置の届出（振動関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（振動関係）	振動規制法	18
		3－8	☐ 特定施設の設置の届出（振動関係） ☐ 特定作業の実施の届出（振動関係） ☐ 特定建設作業の実施の届出（振動関係）	市原市生活環境保全条例	18
	不法投棄対策・残土指導課	2－16	☐ 土砂等による埋立て等の許可	市原市土砂等による土地の	11

				埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
経済部	商工業振興課	4－2	□成長分野立地奨励金	市原市企業立地促進条例及び同施行規則	20
	農林業振興課	2－10	□農業振興地域の農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律	7
	農林業環境整備課	1－3	□森林の土地の新たな所有者の届出	森林法	2
		2－11	□民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法	8
土木部	土木管理課〔北部〕	2－13	□道路自費工事及び道路占用の許可申請 □法定外公共物自費工事及び占用の許可申請	道路法、市原市法定外公共物管理条例	9
		2－14	□法定外公共物の購入	市原市財産規則	10
	南部土木事務所〔南部〕	2－13	□道路自費工事及び道路占用の許可申請 □法定外公共物自費工事及び占用の許可申請	道路法、市原市法定外公共物管理条例	9
		2－14	□法定外公共物の購入	市原市財産規則	10
都市部	都市計画課	1－1	□一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出等	公有地の拡大の推進に関する法律	1
		1－2	□一定規模以上の土地の売買等後の届出	国土利用計画法	1
		2－4	□都市計画施設（都市計画道路等）や市街地開発事業（土地区画整理事業等）の区域内における建築物の建築の許可	都市計画法	4
		2－5	□地区計画区域内における工作物の建設等行為の届出	都市計画法	5
		2－6	□生産緑地地区内における行	生産緑地法	5

			為の制限		
		2－7	□景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出	景観法	5
	宅地課	2－1	□都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可	都市計画法	3
		2－2	□都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可	都市計画法	3
		2－3	□都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認	千葉県宅地開発事業の基準に関する条例	4
	建築指導課	2－8	□建築物又は工作物の確認申請	建築基準法	6
	公園緑地課	2－19	□市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく開発行為の届出	市原市緑の保全および推進に関する条例	12
		2－20	□市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく緑化協定の締結	市原市緑の保全および推進に関する条例	12
	五井区画整理事務所	2－12	□土地区画整理事業地内における建築行為等の許可	土地区画整理法	8
	八幡区画整理事務所	2－5	□地区計画区域内における工作物の建設等行為の届出	都市計画法	5
		2－12	□土地区画整理事業地内における建築行為等の許可	土地区画整理法	8
消防局	火災予防課	3－1	□消防法に基づく各種届出	消防法	15
		3－2	□市原市火災予防条例に基づく各種届出	市原市火災予防条例	15
	危険物保安課	3－3	□指定数量以上の危険物を取り扱う場合の許可	消防法	16
	警防救急課	3－4	□都市計画法の開発行為における消防水利の協議	消防法	16
上下水道部	下水道管理課	2－22	□下水道（公共下水道・都市下水路）使用行為許可申請 □下水道（公共下水道・都市下水路）使用行為に伴う管理者以外の者が行う工事等の承	下水道法、市原市下水道条例	13

			認申請		
		2－23	□下水道（公共下水道・都市下水路）占用許可届	市原市下水道条例	14
		3－11	□排水設備等計画確認申請	下水道法、市原市下水道条例	19
農業委員会事務局		2－9	□農地転用についての許可又は届出	農地法	7
生涯学習部	ふるさと文化課	2－15	□埋蔵文化財発掘の届出	文化財保護法	10
千葉県庁					
環境生活部	自然保護課	2－21	□土地の形質変更等の行為を行うものと自然環境保全協定の締結	千葉県自然環境保全条例	13

1 土地取引等に関するもの

1-1	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出等	
関係法令等名 (条項)	公有地の拡大の推進に関する法律 (第4条第1項、第5条第1項)	
手続の種別	届出(申出制もあり)	
手続の窓口	都市部 都市計画課 審査係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436(23)9838
手続の内容	一定規模以上の土地を有償で譲渡(売買、交換等)しようとするときは、譲渡しようとする3週間前までに市長に届け出なければならない。 また、県や市による土地の買取りを希望するときは、その旨を申し出ることができる。	
関連情報	—	

1-2	一定規模以上の土地の売買等後の届出	
関係法令等名 (条項)	国土利用計画法(第23条第1項)	
手続の種別	届出	
手続の窓口	都市部 都市計画課 審査係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436(23)9838
手続の内容	一定規模以上の土地に関する権利の移転又は設定に係る契約後2週間以内(契約日を含む。)に市を通じて県知事に「土地売買等届出書」を届け出なければならない。その後、県において、当該土地の土地利用基本計画や周辺の土地利用に対する影響の度合い、市の意見等を考慮の上、支障のある場合は利用目的について助言・勧告をする。 *届出が必要な取引 売買、賃借権・地上権の移転又は設定(権利金等の授受のある場合)等	
関連情報	契約後2週間を経過した場合には、次の窓口 directly 届け出る。 〔窓口〕千葉県 県土整備部 用地課 土地取引調査室 〔電話〕043(223)3289 〔所在〕千葉市中央区市場町1-1	

1－3	森林の土地の新たな所有者の届出	
関係法令等名 (条項)	森林法（第10条の7の2第1項）	
手続の種別	届出	
手続の窓口	経済部 農林業環境整備課 治山林道係	
	場 所	市原市農業センター内（市原市安須 980）
	電 話	0 4 3 6 （ 3 6 ） 5 6 6 1
手続の内容	平成24年4月以降、個人法人を問わず、地域森林計画対象森林の土地を取得した者は、面積の大小を問わず、土地の所有者となった日から90日以内に市長に届け出なければならない。 （国土利用計画法に基づく土地売買後の届出を提出する場合を除く。）	
関連情報	－	

2 土地造成・土地利用・建築行為等に関するもの

2-1	都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可	
関係法令等名 (条項)	都市計画法（第29条第1項、第43条第1項）	
手続の種別	許可	
手続の窓口	都市部 宅地課 宅地第1係・宅地第2係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436(23)9839
手続の内容	主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等、公益上必要な工作物を除く。）等、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第29条第1項の規定による市長の開発許可を受けなければならない。 また、前記の許可を受ける必要がない場合であっても、市街化調整区域においては、一部の建築物等を除き、法第43条第1項の規定による市長の許可を受けなければならない。なお、市街化調整区域において前記の許可を受ける場合は、法第34条等に基づく立地要件に該当する必要がある。	
関連情報	—	

2-2	都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha以上）の許可	
関係法令等名 (条項)	都市計画法（第29条第2項）	
手続の種別	許可	
手続の窓口	都市部 宅地課 宅地第1係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436(23)9839
手続の内容	主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等、公益上必要な工作物を除く。）等、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第29条第2項の	

	規定による市長の開発許可を受けなければならない。
関 連 情 報	—

2－3	都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認	
関係法令等名 （条 項）	千葉県宅地開発事業の基準に関する条例 （第7条第1項）	
手 続 の 種 別	確認	
手 続 の 窓 口	都市部 宅地課 宅地第1係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436（23）9839
手 続 の 内 容	主として建築物の建築を目的とする宅地開発事業又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等、公益上必要な工作物を除く。）等、周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設を目的とする宅地開発事業は、条例第7条第1項の規定による確認を受ける必要がある。	
関 連 情 報	—	

2－4	都市計画施設（都市計画道路等）や市街地開発事業（土地区画整理事業等）の区域内における建築物の建築の許可	
関係法令等名 （条 項）	都市計画法（第53条）	
手 続 の 種 別	許可	
手 続 の 窓 口	都市部 都市計画課 審査係	
	場 所	第1庁舎3階
	電 話	0436（23）9838
手 続 の 内 容	都市計画施設（都市計画道路等）や市街地開発事業（土地区画整理事業等）の区域内において建築物の建築をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。	
関 連 情 報	—	

2-5	地区計画区域内における工作物の建設等行為の届出	
関係法令等名 (条項)	都市計画法(第58条の2)	
手続の種別	届出	
手続の窓口	都市部 都市計画課 審査係	
	場所	第1庁舎3階
	電話	0436(23)9838
手続の窓口 八幡宿駅東口土地 区画整理事業地内	都市部 八幡区画整理事務所 換地係	
	場所	八幡区画整理事務所2階 (市原市八幡485)
	電話	0436(43)8528
手続の内容	地区計画区域内(市内16地区)において、工作物の建設等を行おうとするときは、工事着手の30日前までに届け出なければならない。 ※届出対象行為 建築物の建築、工作物の建設等 ※八幡宿駅東口地区区域内の場合は、八幡区画整理事務所が窓口となる。	
関連情報	—	

2-6	生産緑地地区内における行為の制限	
関係法令等名 (条項)	生産緑地法(第8条)	
手続の種別	許可	
手続の窓口	都市部 都市計画課 計画係	
	場所	第1庁舎3階
	電話	0436(23)9838
手続の内容	生産緑地においては、建築や、工作物の設置等の行為は制限されているため、詳細について確認すること。	
関連情報	—	

2-7	景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出	
関係法令等名 (条項)	景観法(第16条)	
手続の種別	届出	
手続の窓口	都市部 都市計画課 審査係	
	場所	第1庁舎3階

	電 話	0 4 3 6 (2 3) 9 8 3 8
手 続 の 内 容	景観計画区域内（工業専用地域を除く市内全域）において工作物の建設等を行おうとするときは、工事着手の 30 日前までに届け出なければならない。 *届出対象行為の一例（一定規模以上が対象） 〔建築物の建築等〕 地盤面からの高さが 10m を超える建築物等 〔工作物の建設等〕 地盤面からの高さが 10m を超える鉄柱等 〔開発行為〕 開発区域の面積が 10,000 m²以上の開発行為	
関 連 情 報	—	

2－8	建築物又は工作物の確認申請	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	建築基準法（第 6 条第 1 項、第 88 条第 1 項）	
手 続 の 種 別	確認申請	
手 続 の 窓 口	都市部 建築指導課 審査係・構造設備係	
	場 所	第 1 庁舎 3 階
	電 話	0 4 3 6 (2 3) 9 8 4 0
手 続 の 内 容	太陽光発電所を設置しようとするときに、その装置及びこれらを格納又は支持するものが、建築基準法に規定されている構造、規模等の「建築物」又は「工作物」に該当する場合には、確認申請を行い、工事着手前に確認済証の交付を受けなければならない。 （「工作物」のうち建築基準法施行令第 138 条に指定のないものについては建築基準法の適用対象外となる。） *参考 〔建築物〕法第 2 条第 1 項第 1 号 〔確認申請〕法第 6 条第 1 項 〔工作物〕法施行令第 138 条第 1 項 ・国交省告示第 1002 号（H23. 9. 30） ・国住指第 1949 号（H23. 9. 30） ・国住指第 3762 号（H26. 1. 28） 土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、一定の要件を満たしたものに限った扱いとして、「建築物」には該当せず、確認申請が不要となる場合がある。	

	*参考 ・国住指第 4936 号 (H23. 3. 25) ・国住指第 1152 号 (H24. 7. 4) *注意 確認申請が不要となる場合であっても、施設の安全性等については十分に配慮してください。
関 連 情 報	—

2－9	農地転用についての許可又は届出	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	農地法 (第 4 条、第 5 条)	
手 続 の 種 別	許可 又は 届出	
手 続 の 窓 口	農業委員会事務局 農地係	
	場 所	第 2 庁舎 5 階
	電 話	0 4 3 6 (2 3) 9 8 3 7
手 続 の 内 容	農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅、工場、商業施設、道路等にすることを「農地転用」という。なお、農地の形状を変更しない場合でも、資材置場や駐車場のように耕作目的以外に使用することも含まれる。 市内において農地を農地以外に転用しようとするときは、許可（市街化区域内においては届出）を受けなければならない。 *受付時期 〔市街化区域内〕 随時 〔市街化調整区域内・無指定区域〕 毎月 23 日締め	
関 連 情 報	—	

2－10	農業振興地域の農用地区域からの除外	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	農業振興地域の整備に関する法律 (第 13 条第 2 項)	
手 続 の 種 別	計画の変更	
手 続 の 窓 口	経済部 農林業振興課 農政企画係	
	場 所	市原市農業センター内 (市原市安須 980)
	電 話	0 4 3 6 (3 6) 4 1 8 7
手 続 の 内 容	農業振興地域の農用地区域に指定されている土地を農用地以外の用途に使用しようとするときは、農業振興地域整備計画の変更（農振除外）の手続きをしなければならない。 *法第 13 条第 2 項の 5 項目の要件を満たさなければ計画の変	

	更はできない。 *農振除外後には、別途、農地転用の手続が必要となる。
関 連 情 報	—

2-11	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	森林法 (第 10 条の 8 第 1 項・2 項)	
手 続 の 種 別	届出	
手 続 の 窓 口	場 所	経済部 農林業環境整備課 治山林道係
	場 所	市原市農業センター内 (市原市安須 980)
	電 話	0 4 3 6 (3 6) 5 6 6 1
手 続 の 内 容	地域森林計画対象森林の立木を伐採しようとするときは、伐採を開始する日の 90 日前から 30 日前までの間に伐採及び伐採後の造林届出書を提出しなければならない (林地開発許可を受けて実施する場合等を除く。)。 造林完了後 (伐採後に森林以外に転用する場合は、伐採完了後)、30 日以内に「森林の状況の報告」が必要となる。	
関 連 情 報	1ha を超える林地の開発は知事の許可を受けなければならない (森林法第 10 条の 2)。また、0.3ha 以上 1ha 以下の林地の開発は知事に届け出なければならない (千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第 18 条)。	

2-12	土地区画整理事業地内における建築行為等の許可	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	土地区画整理法 (第 76 条)	
手 続 の 種 別	許可	
新田・下宿土地区 画整理事業地内/ 北五井土地区画整 理事業地内	手 続 の 窓 口	都市部 五井区画整理事務所 換地係
	場 所	五井会館 3 階 (市原市五井中央西 2-3-13)
	電 話	0 4 3 6 (2 1) 2 1 5 8
八幡宿駅東口土地 区画整理事業地内	手 続 の 窓 口	都市部 八幡区画整理事務所 換地係
	場 所	八幡区画整理事務所 2 階 (市原市八幡 485)
	電 話	0 4 3 6 (4 3) 8 5 2 8
手 続 の 内 容	市原都市計画事業における各土地区画整理事業地内で、次のような建築行為等を行おうとするときは、市長の許可を得なければならない。	

	・建築物、その他工作物の新築・改築・増築等 ・盛土、切土、土の入替、埋め立て等による土地の形質の変更 ・重量が5 トンをこえる物件の設置又はたい積
関 連 情 報	—

2-13	・道路自費工事及び道路占用の許可申請 ・法定外公共物自費工事及び占用の許可申請	
関係法令等名 (条項)		・道路法（第24条（自費工事）、第32条（占用）） ・市原市法定外公共物管理条例（第4条第1項 第1号（占用）、同第4号（自費工事））
手続の種類別		許可
手続の窓口 北部管轄	窓口	土木部 土木管理課 占用係
	場所	第1庁舎3階
	電話	0436（23）9831
手続の窓口 南部管轄	窓口	土木部 南部土木事務所 管理係
	場所	南部土木事務所（市原市牛久500）
	電話	0436（92）1113
手続の内容		道路（赤道等を含む。）に関する工事を行おうとするとき、又は道路区域内（赤道等を含む。）に工作物や施設等を設置し、継続して道路を使用しようとするときは、道路管理者の承認（許可）を受けなければならない。
関連情報		国道又は県道の手続窓口 ＜国道＞ 〔窓口〕国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 〔電話〕043（287）0311 〔所在〕千葉市稲毛区天台5-27-1 ＜県道＞ 〔窓口〕千葉県 県土整備部 市原土木事務所 〔電話〕0436（41）1300 〔所在〕市原市八幡海岸通1969

2-14	法定外公共物の購入	
関係法令等名 (条項)	市原市財産規則 (第38条)	
手続の種類別	契約	
手続の窓口 北部管轄	窓口	土木部 土木管理課 管理係
	場所	第1庁舎3階
	電話	0436 (23) 9831
手続の窓口 南部管轄	窓口	土木部 南部土木事務所 管理係
	場所	南部土木事務所 (市原市牛久 500)
	電話	0436 (92) 1113
手続の内容	市が所有する法定外公共物 (赤道、青道等) の購入を希望するときは、当該法定外公共物の機能が喪失していて、将来に渡っても機能を回復する必要がないと確実に認められるときに購入が可能となる場合がある。	
関連情報	国が管理する旧法定外公共物の購入手続場所 [窓口] 財務省 関東財務局 千葉財務事務所 [電話] 043 (251) 7211 [所在] 千葉市中央区椿森 5-6-1	

2-15	埋蔵文化財発掘の届出	
関係法令等名 (条項)	文化財保護法 (第93条)	
手続の種類別	届出	
手続の窓口	窓口	生涯学習部 ふるさと文化課 文化財保護係
	場所	第2庁舎2階
	電話	0436 (23) 9853
手続の内容	「周知の埋蔵文化財包蔵地」内において土木工事等を行おうとするときは、着工の60日前までに市教育委員会に届け出なければならない。市と県で取り扱いについて協議の上、原則として県から通知後の着工となる。 *位置図 (1/25,000) と地形図 (1/2,500) に位置と範囲を明示し、計画図面を添付して2部提出。 *工事場所が「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲に含まれるかどうかの確認は、窓口・ファックス・文書 (要依頼文) による回答が可能。	
関連情報	—	

2-16	土砂等による埋立て等の許可	
関係法令等名 (条項)	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(第6条)	
手続の種類別	許可	
手続の窓口	環境部 不法投棄対策・残土指導課 不法投棄対策・残土指導係	
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436(23)9858
手続の内容	外部から土砂等を搬入して、300㎡から3,000㎡未満で埋立て等を行おうとするときは許可を受けなければならない。	
関連情報	【土砂等による埋立て等】 ・外部から土砂等を搬入して、3,000㎡以上で埋立て等を行おうとする場合の手続窓口 【再生土による埋立て等】 ・再生土を使用し、500㎡以上で埋立て等を行おうとする場合の手続窓口 〔窓口〕千葉県 環境生活部 廃棄物指導課 残土・再生土対策班 〔電話〕043(223)2641 〔所在〕千葉市中央区市場町1-1	

2-17	土壌汚染対策法に基づく形質変更時の届出	
関係法令等名 (条項)	土壌汚染対策法(第3条・第4条)	
手続の種類別	届出	
手続の窓口	環境部 環境管理課 水質保全係	
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436(23)9867
手続の内容	3,000㎡以上の土地の形質変更時には、着手の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出しなければならない。また、法で定める特定有害物質の使用履歴が存在する土地の場合も届出が必要となる場合があるため確認すること。 *添付書類 ・土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 ・届出者と土地の所有者等が異なる場合は、所有者等の同意書 ・登記簿の写し(なくとも可)	

関 連 情 報	—
---------	---

2-18	樹林保全地区内における行為の届出	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	市原市緑の保全および推進に関する条例 (第14条)	
手 続 の 種 別	届出	
手 続 の 窓 口	環境部 環境管理課 自然保護係	
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436(23)9867
手 続 の 内 容	樹林保全地区内において、土地の区画形質を変更、建築物・その他の工作物を新築（増改築を含む。）などの行為を行おうとするときは、届け出なければならない。	
関 連 情 報	千葉県が指定する自然環境保全地域等及び公園における許可申請又は届出及び建築物等に係る事前協議等の窓口 〔窓口〕千葉県 環境生活部 自然保護課 〔電話〕043(223)2056 〔所在〕千葉市中央区市場町1-1	

2-19	市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく開発行為の届出	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	市原市緑の保全および推進に関する条例 (第15条)	
手 続 の 種 別	届出	
手 続 の 窓 口	都市部 公園緑地課 緑化推進係	
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436(23)9842
手 続 の 内 容	市条例に基づき、緑地の確保に影響を及ぼす恐れのある開発事業をしようとするものは、その旨を緑の保全および推進に関する条例施行規則：第8号様式の届出書によって届けなければならない。	
関 連 情 報	—	

2-20	市原市緑の保全および推進に関する条例に基づく緑化協定の締結	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	市原市緑の保全および推進に関する条例（第5条）	
手 続 の 種 別	協定締結の協議	
手 続 の 窓 口	都市部 公園緑地課 緑化推進係	
	場 所	第2庁舎5階

	電 話	0 4 3 6 (2 3) 9 8 4 2
手 続 の 内 容	市条例に基づき、土地の区分に応じ、土地の所有権者、地上権者、永小作権者、工場および事業場の事業者並びに開発事業をしようとする者へ協定の締結を求めるもの。(一団の土地で、その面積が 3000 m ² 以上のもの)	
関 連 情 報	—	

2-21	土地の形質変更等の行為を行うものと自然環境保全協定の締結	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	千葉県自然環境保全条例 (第 25 条)	
手 続 の 種 別	協定締結の協議	
手 続 の 窓 口	千葉県 環境生活部 自然保護課 自然環境企画室	
場 所	千葉県庁 本庁舎 10 階	
電 話	0 4 3 (2 2 3) 2 0 5 9	
手 続 の 内 容	県条例に基づき、自然の保存、植生の回復及び緑化の推進等自然環境の保全を図るため、1ha 以上の土地の形質変更等の行為をしようとするものと自然環境保全協定を締結する。 なお、本協定は、市町村を含めた三者協定となる。 《手続き》 事前相談→自然環境調査→協定締結 (工事着工までに締結)→工事完了→完了報告書提出→完了確認→維持管理→事後調査報告書提出 (事業完了後おおむね 1 年後) ※協定対象地域 都市計画法の市街化区域及び用途地域を除く地域で次に掲げるとおりとする。 ・山林 (現況) 及び湿原地の合計面積が 2 割をこえる地域 ・海面、河川、湖沼等が含まれる地域	
関 連 情 報	市役所でのお問合せは、環境部環境管理課自然保護係まで。	

2-22	・下水道 (公共下水道・都市下水路) 使用行為許可申請 ・下水道 (公共下水道・都市下水路) 使用行為に伴う管理者以外の者が行う工事等の承認申請	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	下水道法 (第 16 条・第 24 条・第 31 条) 市原市下水道条例 (第 18 条・第 22 条)	
手 続 の 種 別	許可	
手 続 の 窓 口	上下水道部 下水道管理課 維持係	
場 所	下水道センター2 階 (市原市松ヶ島西 1 丁目 4 番地)	
電 話	0436-23-9043	

手 続 の 内 容	下水道（公共下水道・都市下水路）の使用行為（横断・縦断・突出・固着）をしようとするとき及びこれに伴う工事等を管理者以外の者が行おうとするときは、公共下水道管理者の承認（許可）を受けなければならない。
関 連 情 報	－

2－23	下水道（公共下水道・都市下水路）占用許可届	
関 係 法 令 等 名 （ 条 項 ）	市原市下水道条例（第 20 条・第 22 条）	
手 続 の 種 別	許可	
手 続 の 窓 口	上下水道部 下水道管理課 維持係	
	場 所	下水道センター2 階（市原市松ヶ島西 1 丁目 4 番地）
	電 話	0436-23-9043
手 続 の 内 容	公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとするときは、その旨を市長に届け出てその許可を受けなければならない。	
関 連 情 報	－	

3 設備等の設置・保安に関するもの

3-1	消防法に基づく各種届出	
関係法令等名 (条項)	消防法(第17条、第17条の3の2、第17条の14、第8条、第9条の3)	
手続の種別	届出	
手続の窓口	消防局 火災予防課 予防係 (提出先は管轄消防署 予防係)	
	場 所	各管轄消防署
	電 話	【火災予防課】0436(22)8119
手続の内容	・建物を建築する場合は、消防法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置すること。また、その際は「工事整備対象設備等着工届出書」及び「消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書」を届け出なければならない。 ・収容人員が一定数以上の場合、防火管理者を選任し、消防計画を作成しなければならない。 ・圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、または取り扱う場合は、あらかじめ、届け出なければならない。 ※工事整備対象設備等着工届出書は工事に着手しようとする10日前までに届け出なければならない。 ※消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書は工事が完了した日から4日以内に届け出なければならない。	
関連情報	—	

3-2	市原市火災予防条例に基づく各種届出	
関係法令等名 (条項)	市原市火災予防条例(第3章、第4章、第43条、第44条、第46条、第45条の2、第47条)	
手続の種別	届出	
手続の窓口	消防局 火災予防課 予防係 (提出先は管轄消防署 予防係)	
	場 所	各管轄消防署
	電 話	【火災予防課】0436(22)8119
手続の内容	・防火対象物の使用開始の届出等(条例第43条に該当する防火対象物は、使用開始日の7日前までに届け出なければならない。) ・火を使用する設備等を設置する場合は、条例第3章の規定に基づき設置し、届け出なければならない。(条例第44条に該当する設備を設置しようとする者は、設置工事開始の7日	

	前までに届け出なければならない。) ・ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵及び取扱いする場合は、条例第 4 章の基準等を遵守しなければならない。(条例第 46 条に該当する場合は、あらかじめ届け出なければならない。) ・ 条例第 45 条の 2 に規定される指定洞道等に該当する場合は届出なければならない。 ・ 条例第 47 条に規定する核燃料物質等を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ届け出なければならない。
関 連 情 報	—

3－3	指定数量以上の危険物を取り扱う場合の許可
関 係 法 令 等 名 (条 項)	消防法 (第 10 条、第 11 条)
手 続 の 種 別	許可
手 続 の 窓 口	消防局 危険物保安課 危険物第 1 係
場 所	市原市消防局 2 階
電 話	0 4 3 6 (2 2) 8 1 1 8
手 続 の 内 容	法第 10 条に基づく指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱おうとするときは、法第 11 条の規定による許可を受けなければならない。
関 連 情 報	—

3－4	都市計画法の開発行為における消防水利の協議
関 係 法 令 等 名 (条 項)	消防法 (第 20 条第 1 項)
手 続 の 種 別	協議
手 続 の 窓 口	消防局 警防救急課 警防救助係
場 所	市原市消防局 4 階
電 話	0 4 3 6 (2 2) 8 1 1 7
手 続 の 内 容	市原市開発行為設計基準第 56 条に規定する開発事業を行おうとするときは、原則として、消防水利を設置することとし、詳細について別途協議すること。
関 連 情 報	—

3－5	・ 特定施設の設置の届出 (騒音関係) ・ 特定建設作業の実施の届出 (騒音関係)
関 係 法 令 等 名	騒音規制法 (第 6 条、第 14 条)

(条 項)		
手 続 の 種 別		届出
手 続 の 窓 口		環境部 環境管理課 大気保全係
	場 所	第 2 庁舎 5 階
	電 話	0 4 3 6 (2 3) 9 8 6 7
手 続 の 内 容		指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、当該特定施設の設置工事の開始日の 30 日前までに届け出なければならない。 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、当該特定建設作業の開始日の 7 日前までに届け出なければならない。
関 連 情 報		—

3－6	・ 特定施設の設置の届出（騒音関係） ・ 特定作業の実施の届出（騒音関係） ・ 特定建設作業の実施の届出（騒音関係）	
関係法令等名 （条項）	市原市生活環境保全条例 （第9条第3項・第10条第2項・第10条第3項）	
手続の種別	届出	
手続の窓口	環境部 環境管理課 大気保全係	
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436（23）9867
手続の内容	条例施行規則に規定する騒音の特定施設を設置しようとするときは、その届出を受理した日から30日を経過した後でなければ特定施設を設置してはならない。 規則に規定する騒音の特定作業を行おうとするときは、その届出を受理した日から30日を経過した後でなければ特定作業を開始してはならない。 住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音の防止を図る必要がある区域であって、規則で規定するものにおいて、特定建設作業を伴う建設工事を行おうとするときは、当該特定建設作業の開始日の7日前までに届け出なければならない。	
関連情報	－	

3-7	・特定施設の設置の届出（振動関係） ・特定建設作業の実施の届出（振動関係）
関係法令等名 （条項）	振動規制法（第6条、第14条）
手続の種別	届出
手続の窓口	環境部 環境管理課 大気保全係
場 所	第2庁舎5階
電 話	0436（23）9867
手続の内容	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、当該特定施設の設置工事の開始日の30日前までに届け出なければならない。 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、当該特定建設作業の開始日の7日前までに届け出なければならない。
関連情報	—

3-8	・特定施設の設置の届出（振動関係） ・特定作業の実施の届出（振動関係） ・特定建設作業の実施の届出（振動関係）
関係法令等名 （条項）	市原市生活環境保全条例 （第9条第3項、第10条第2項、第10条第3項）
手続の種別	届出
手続の窓口	環境部 環境管理課 大気保全係
場 所	第2庁舎5階
電 話	0436（23）9867
手続の内容	条例施行規則に規定する振動の特定施設を設置しようとするときは、その届出を受理した日から30日を経過した後でなければ特定施設を設置してはならない。 規則に規定する振動の特定作業を行おうとするときは、その届出を受理した日から30日を経過した後でなければ特定作業を開始してはならない。 住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で規定するものにおいて、特定建設作業を伴う建設工事を行おうとするときは、当該特定建設作業の開始日の7日前までに届け

	出なければならない。
関 連 情 報	—

3-9	特定施設の設置の届出(水質関係)	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	水質汚濁防止法 (第5条) 千葉県環境保全条例 (第21条)	
手 続 の 種 別	届出	
手 続 の 窓 口	環 境 部	環 境 管 理 課
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436 (23) 9867
手 続 の 内 容	法令等で規定する特定施設を設置しようとするときは、設置の60日前までに届け出なければならない。	
関 連 情 報	—	

3-10	揚水施設(井戸)の設置許可	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	千葉県環境保全条例 (第39条)	
手 続 の 種 別	許可	
手 続 の 窓 口	環 境 部	環 境 管 理 課
	場 所	第2庁舎5階
	電 話	0436 (23) 9867
手 続 の 内 容	一定規模以上かつ特定の用途の揚水施設(井戸)を設置しようとするときは、条例により知事又は市長の許可を受けなければならない。	
関 連 情 報	—	

3-11	排水設備等計画確認申請	
関 係 法 令 等 名 (条 項)	下水道法 (第10条)、市原市下水道条例 (第6条)	
手 続 の 種 別	確認申請	
手 続 の 窓 口	上 下 水 道 部	下 水 道 管 理 課
	場 所	下水道センター2階 (市原市松ヶ島西1丁目4番地)
	電 話	0436-23-9043
手 続 の 内 容	公共下水道処理区域で排水設備の新設等を行うときは施工日の10日前までに確認申請を行い、確認を受けなければならない。	
関 連 情 報	—	

4 その他（固定資産税の軽減制度、奨励金）

4-1	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置	
関係法令等名 (条項)	地方税法附則（第15条第30項） 地方税法施行規則附則（第6条第56項）	
手続の種別	その他 （固定資産税（償却資産）の課税標準の特例申請）	
手続の窓口	財政部 固定資産税課 償却資産係	
	場 所	第2庁舎1階
	電 話	0436（23）9812
手続の内容	〔取得時期及び対象資産〕 1 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得した認定発電設備 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得した認定発電設備の対象外で、政府の補助を受けて設置された発電設備 3 平成30年4月1日から令和4年3月31日までに取得した認定発電設備の対象外で、政府の補助を受けて設置された発電設備 〔適用される税負担軽減措置〕 ・1及び2 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準が価格の3分の2に軽減 ・3のうち発電出力が1,000kW未満のもの 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準が価格の3分の2に軽減 ・3のうち発電出力が1,000kW以上のもの 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準が価格の4分の3に軽減	
関連情報	—	

4-2	成長分野立地奨励金	
関係法令等名 (条項)	市原市企業立地促進条例及び同施行規則	
手続の種別	その他（補助・助成）	
手続の窓口	経済部 商工業振興課 工業振興係	
	場 所	第2庁舎4階
	電 話	0436（23）9836

手 続 の 内 容	〔概要〕 企業立地奨励金制度により、新エネルギー関連分野（太陽光発電・熱利用、風力発電など）の施設を対象に交付する。 〔要件〕 ・施設の設置場所が、都市計画法で規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域、あるいは市街化調整区域のうち地区計画が定められた地域。 ・施設を設置するにあたり、事業者が新たに取得した固定資産額が３億円以上であること。 〔交付額〕 対象施設に係る各年度における固定資産税相当額の 100 分の 60 に相当する額。
関 連 情 報	—

5 参考

5 - 1		新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕	
お 問 い 合 わ せ		千葉県 商工労働部 産業振興課	
	場 所	千葉市中央区市場町 1-1	
	電 話	〔代表〕 043-223-2110	
概 要	新エネルギー施設等を導入する際、許認可等の手続を要する（又はその可能性のある）主な法令等を分野ごとに整理しました。詳細情報については、以下の PDF ファイルをご覧ください。 なお、表中に掲載されていない手続情報も含め、事業内容や導入する施設の規模・条件等によって、手続の要否が異なることも考えられます。事業の実施に当たっては十分な確認を行い、事業者の責任のもと確実に手続きを行ってください。		
【URL】 http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetuzuki/documents/tetsudoku1907.pdf			

5－2		事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	
お 問 い 合 わ せ		経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	
		場 所 東京都千代田区霞が関 1-3-1	
		電 話 [代表] 03-3501-1511	
概 要		事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、それぞれの考え方を記載したものです。詳細情報については、以下の PDF ファイルをご覧ください。	
【URL】			
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf			

5-3	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	
お問い合わせ		環境省 大臣官房 環境影響評価課
	場所	東京都千代田区霞が関 1-2-2
	電話	〔代表〕 03-3581-3351
概要	環境省では、環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、	

	立地検討・設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置・運用に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すため、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しました。詳細情報については、以下のPDFファイルをご覧ください。
【URL】 https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf	

< MEMO >

< MEMO >